

長野県とイオン株式会社との連携に関する包括協定書

長野県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化と県民サービスの向上に向け、相互の連携を強化することについて、以下のとおり連携に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、長野県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関すること。
- (2) 地産地消の推進及び県産品、オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- (3) 観光情報・振興に関すること。
- (4) 災害対策に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) 健康増進・食育に関すること。
- (7) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (8) 子ども・青少年の健全育成に関すること。
- (9) 少子化対策・子育て支援に関すること。
- (10) 環境保全・リサイクルに関すること。
- (11) 若年層の職業意識醸成に関すること。
- (12) 県政情報PR、発信に関すること。
- (13) その他、地域活性化や住民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む。）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、

必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による特段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することによりこの協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

- 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 23年 6月 17日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部守一

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田元也